

## 耐震補強工事等補助金（補強工事） 必要書類（工事前）

※記名の際は、押印が必要な場合があります。

※補助金交付決定通知前に事業着手すると補助金が受けられません。

【事業着手】：補強工事等の契約をもって事業着手とみなします。

### ■必ず提出していただく書類

#### ○申請書（木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書「第1号様式」）

- ・申請者は建物所有者に限ります。（所有者が死亡している場合は下記「誓約書」参照）
- ・建物登記で所有者を確認します。（登記が無い場合は課税にて確認します。）

#### ○見積書の写し

- ・下記「見積書の内容について」参照

#### ○木造住宅耐震判定書の写し

- ・表紙、判定結果がわかる部分、図面、写真が必要です。

#### ○耐震補強判定書の写し

- ・補強計画費の補助を受けている場合、判定書と評点の分かるもの以外は不要です。

#### ○債権者登録申出書兼口座振込申出書

- ・印鑑を押印してください。

### ■必要な場合のみ提出していただく書類

#### ○委任状（代理の方が手続きを行う場合）

- ・同居親族の場合は、委任状は不要です。
- ・代理人は「別居親族」または「事務所登録を行っている建築士」に限ります。

#### ○誓約書（建物所有者が死亡している場合）

- ・上記の場合、建物所有者の相続人のみ申請可能です。必ず相続人であるか確認してください。

#### ○同意書（建物所有者が複数存在する場合）

- ・申請者以外の方、全員の同意書が必要になります。

### ※見積書の内容について

○補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意下さい。

- ・見積書の内容は、補強部分とリフォーム部分を分けて記載する必要があります。事前にご相談ください。
- ・宛名は申請者氏名（フルネーム）としてください。
- ・工事場所（地番）を記載してください。
- ・見積業者の社印、もしくは担当者印を見積書に押印してください。

### ■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

- 建築指導課（建築安全・空き家対策係） 059-354-8207（直通）  
059-354-8404（FAX）